

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和3年6月29日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	3件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2000421 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2100007 号

第 1 結論

昭和 53 年*月から昭和 56 年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 33 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 53 年*月から昭和 56 年 4 月まで

私は、20 歳当時は大学生であったが、国民年金については、20 歳になった昭和 53 年*月頃に、父親が A 町役場で加入手続を行ってくれたと思う。保険料については、私が昭和 56 年 3 月に大学を卒業し、同年 5 月に就職するまで、母親が 1、2 か月ごとに A 町役場で納付していたと聞いている。請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、20 歳になった昭和 53 年*月頃に、父親が A 町役場で国民年金の加入手続を行い、請求期間の保険料については、母親が A 町役場で納付していた旨陳述している。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続を行ったとする父親は既に亡くなっており、保険料を納付したとする母親は高齢のため当時の状況を聴取することは難しいとしていることから、請求期間の状況について確認することはできず、請求者に係る加入手続及び請求期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び請求者が所持する年金手帳によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、婚姻（平成 4 年 4 月）後の平成 4 年 10 月頃に B 市で払い出されたものと推認されることから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われ、その際に、請求者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成 4 年 1 月まで遡って国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が、平成 4 年 10 月 20 日に行われたことが確認できる。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、母親は、請求期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、請求期間のうち、昭和53年*月から昭和56年3月までは学生であったと陳述しているところ、制度上、学生は、国民年金の任意加入対象者であったため、加入義務ではなく、請求期間のうち、大学卒業後の昭和56年4月については、国民年金の強制加入対象者となるものの、A町は、請求期間に係る請求者の国民年金の被保険者記録はない旨回答していることから、請求者が請求期間において国民年金に加入したと推認する事情を見いだすことができない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の平成4年10月頃に払い出された国民年金手帳記号番号以外に、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、母親が請求者に係る請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2000418 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2100008 号

第 1 結論

昭和 54 年*月から昭和 57 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 34 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 54 年*月から昭和 57 年 3 月まで

私は、請求期間当時、学校に通うため A 市にあった学生寮に住んでいたが、国民年金の加入手続及び保険料納付については、父親が実家のあった B 市で行ってくれた。住民票については、当時、A 市に移していたが、運転免許取得のため、昭和 54 年の夏休みに 2 週間だけ、B 市に移していたと思う。調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付について、詳しいことは何も分からないが、父親から 20 歳になると年金に入らないといけないうこと及び学校を卒業するまでは、保険料を掛けておくと聞かされていたことから、父親が行ってくれたはずである旨陳述している。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする父親も既に亡くなっていることから、請求者の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号（平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号）は、平成 9 年 8 月に、当時、加入していた共済組合に係る記号番号を用いて付番されていることが確認できるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号（平成 8 年 12 月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、父親が請求者に係る請求期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、請求者が請求期間当時、住所を定めていたとするA市及びB市は、請求者に係る国民年金の記録の保管はない旨回答している上、紙台帳検索システムにおいても、国民年金被保険者名簿等の帳票類が索出されないため、請求者に係る国民年金の加入手続及び保険料納付が行われていた形跡は確認できない。

このほか、父親が請求者に係る請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2000417 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2100009 号

第 1 結論

平成 8 年*月から平成 10 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 51 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成 8 年*月から平成 10 年 3 月まで

私の国民年金については、20 歳の頃に A 町（現在は、B 市）で加入手続を行ったが、一人暮らしをしており、保険料を納付する余裕がなかったので、免除の手続も行ったと思う。請求期間の保険料については、その後、一人暮らしをやめて実家に帰り、しばらくするとお金の余裕もできたので、納付しようと思いつき、20 万円から 30 万円までぐらいの金額を用意し、A 町役場の窓口で遡ってまとめて納付した。時期としては、平成 10 年中だと思うが、確かに納付したはずなので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の年金記録については、オンライン記録によると、平成 8 年*月（20 歳到達時）に国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が平成 8 年 9 月 19 日に行われ、請求期間については、同日に平成 8 年*月から平成 9 年 3 月までの保険料が免除とされる事務処理及び平成 9 年 6 月 13 日に平成 9 年 4 月から平成 10 年 3 月までの保険料が免除とされる事務処理が確認できることから、請求者は、平成 10 年中に請求期間の保険料を遡ってまとめて納付したとして、年金記録の訂正請求を行っている。

上述のとおり、請求期間の保険料は免除とされているため、請求者の主張に沿って保険料を納付するためには、請求期間に係る保険料について、追納申込みを行った上で、納付書を取得する必要があるものの、オンライン記録において、請求者が保険料の追納申込みを行った形跡は確認できないほか、請求者が請求期間頃に住所を定めていた B 市（当時は、A 町）及び C 市は、請求者の追納申込みに係る記録は確認できない旨回答していることから、請求者に対し、請求期間に係る納付書が発行されたとする事情を見いだせない。

また、請求者は、請求期間の保険料をA町役場の窓口で納付したとしているが、保険料を追納する場合、その保険料は国庫金として取り扱われ、国庫金を取り扱う金融機関等において納付する必要がある。しかし、B市は、窓口で国庫金についての取扱いはなかった旨回答しているほか、B市及びC市の請求者に係る被保険者名簿においても、請求期間の保険料はオンライン記録と同様に免除とされていることを踏まえると、請求者が保険料を追納したと推認することは困難である。

さらに、請求者が請求期間に係る保険料を追納したとする平成10年については、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤は考え難いところ、請求者が請求期間の保険料を追納していたことが確実と認められる関連資料はなく、請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。